

不定期
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.95

No.95 2017.9.8

■ 法案一本化の動き

— 労政審労働条件分科会の状況 —

8月30日（水）、労基法改正に関する労政審労働条件分科会がスタートしました。

議題は、6月にまとめられた時間外労働の上限規制に関する建議を踏まえた対応についてでしたが、冒頭、労働基準局長から、時間外労働の上限規制に関する法案と、裁量労働制の拡大・高度プロフェSSIONAL制度の創設等を含む労基法改正法案とを一つの法律案として一括したいとの提案があり、議論はこの点に集中しました。

労働者委員は、7名全員が裁量労働制の拡大・高プロ創設に反対であり、法案の一本化にも反対であることを強く表明しました。これに対し、使用者委員からは、一本化賛成の意見が述べられ、激しいやり取りが行われました。

これを受け、9月4日（月）にも分科会が開催され、引き続き一本化の是非について議論が行われました。

労働者委員は、対象業務が不明確であることなど具体的な問題点を指摘し、改めて反対意見を述べるとともに、「なぜ裁量労働制の拡大・高プロ創設の必要性があるのか」「現行法で十分対応できるのはいないか」などと疑問を示しましたが、使用者委員からは、「業務が高度化している」「主体的・柔軟な働き方が必要である」などと、抽象的な理由が述べられるばかりで、議論は平行線をたどりました。

しかし、終了間際に、公益委員の荒木尚志座長

から、突然、強引にまとめの発言が行われました。要旨は、①2015年の法律案要綱は、裁量労働制拡大と高プロ創設に反対意見が付されているものの、全体としては公労使一致して妥当という意見になっていること、②2015年と2017年の2つの建議は、健康確保を図りつつ、労働者に多様な選択肢を用意するもので、その趣旨は一致していること、③労働者委員の意見は、法案の形式ではなく、政策論として裁量労働制拡大と高プロ制度に反対するものと理解できること等からすると、1つの法案に整理するというのもあり得る考え方である、というものです。その上で、荒木座長は事務局に対し、労働者委員の懸念を踏まえた上で、次回、法律案要綱を示すように指示を出しました。

次回、9月8日（金）の分科会で、法律案要綱が示される見込みです。

■ 9・14 緊急院内集会を開催します！

政府は、同一労働同一賃金についても一括法案とすることを目論んでいます。このような状況を受け、日本労働弁護団では、一括法案に反対する院内集会を開催することにしました。

多数のご参加をお待ちしております！！

○日時：9/14（木）10：30～12：00

○場所：参議院議員会館地下1階 B107

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790